

公立大学法人奈良県立大学内部監査室規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第11条に規定する内部監査室の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 内部監査室は、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の運営方針及び計画並びに関係法令等に基づく運営及び執行状況等を監査することにより、効率的かつ効果的な業務運営の執行に寄与し、もって法人の健全な発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 内部監査室に室長及び監査係を置く。

(業務)

第4条 内部監査室は、監事との連携を図りつつ、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査の企画・立案、連絡調整及び実施に関すること。
- (2) 外部監査に係る連絡調整に関すること。
- (3) 監事が行う監査の補助に関すること。
- (4) その他理事長が必要と認める監査に関すること。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、内部監査室に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。